

## 利用調整(選考)基準について

入園可能人数を超えて申込があった場合は、利用調整(選考)により入園児童を決定します。

下記の(1)・(2)の基本点数表・調整点数表の合計点の高い方から順に入園を決定します。保護者(父・母等)それぞれの状況に基づいて点数を付け、そのうち、低い方を使用します。基本点数と調整点数の合計が同点の場合には、(3)の同点となった場合の優先段階により、入園を決定します。

〈注意〉

- ①基本点数は重複しません。2つ以上の事由があった場合、高い方を基本点数とします。
- ②ダブルワークをされている場合は、就労時間を合算します。
- ③入園基準日が、出産予定日を基準として計算し、産前8週(多胎妊娠は産前 14 週)・産後8週に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」の事由での利用調整(選考)となります。
- ④育児休業期間中の方の場合は、入園日から1か月以内に育児休業を終了し、復職できる場合に入園の対象となります。
- ⑤希望順位にかかわらず、保育を必要とする事由の高い方から選考します。第1希望のみの希望が有利ということはありません。同点数の場合のみ、希望順位に基づいて選考する場合があります。

### ◆利用調整(選考)基準表

#### (1)基本点数表

認定事由	基準項目	点数
1 居宅外で就労する場合 (育児休業からの復職予定者を含む。)	1月の労働時間が160時間以上である場合	95
	1月の労働時間が140時間以上である場合	90
	1月の労働時間が120時間以上である場合	85
	1月の労働時間が100時間以上である場合	80
	1月の労働時間が80時間以上である場合	75
	1月の労働時間が64時間以上である場合	70
2 居宅内で就労する場合 (育児休業からの復職予定者を含む。)	1月の労働時間が160時間以上である場合	85
	1月の労働時間が140時間以上である場合	80
	1月の労働時間が120時間以上である場合	75
	1月の労働時間が100時間以上である場合	70
	1月の労働時間が80時間以上である場合	65
	1月の労働時間が64時間以上である場合 1月の労働時間が64時間以上の内職を行っている場合	60 45
3 就労予定	1月の労働時間が160時間以上の予定である場合	70
	1月の労働時間が140時間以上の予定である場合	65
	1月の労働時間が120時間以上の予定である場合	60
	1月の労働時間が100時間以上の予定である場合	55
	1月の労働時間が80時間以上の予定である場合	50
	1月の労働時間が64時間以上の予定である場合	45
	開業準備中であることが確認できる書類を提出する場合	80
4 妊娠・出産	妊娠中又は出産(予定)日から起算して8週を経過する日が属する月の末日までの者	60

5 疾病・障がい	疾病・障がい証明書に保育の困難度合が重度である者と記載されている者	80
	疾病・障がい証明書に保育の困難度合が中度である者と記載されている者	70
	疾病・障がい証明書に保育の困難度合が軽度である者と記載されている者	60
	身体障害者手帳に障害の程度が 1 級若しくは 2 級であると記載されている者又は療育手帳若しくはこれに相当する手帳に知的障害の程度が重度若しくはこれに相当する程度であると記載されている者	80
	身体障害者手帳に障害の程度が 3 級若しくは 4 級である者と記載されている者又は療育手帳若しくはこれに相当する手帳に知的障害の程度が重度若しくはこれに相当する程度以外の程度であると記載されている者	70
6 看護・介護	看護・介護証明書に被看(介)護必要の度合が常時介護である者と記載されている者	80
	看護・介護証明書に被看(介)護必要の度合が要介護である者と記載されている者	70
	看護・介護証明書に被看(介)護必要の度合が要支援である者と記載されている者	60
7 災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている者(罹災証明書が交付された者に限る。)	80
	災害復旧のボランティア活動に従事する者	70
8 求職活動	生活保護世帯に属する者であって、求職活動を行う者	45
	生活保護世帯以外の世帯に属する者であって、求職活動を行う者	40
9 就学	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく学校に通学し、又は通学することが予定されており、就学時間(通学時間を含む。)が月 64 時間以上である者	80
	上記以外の学校に通学し、又は職業訓練等を受けている者	70
10 DV・虐待	配偶者からの暴力を受け、若しくはそのおそれがある場合又は対象者が児童虐待を受け、若しくはそのおそれがある場合	60

(2)調整点数表

認定事由	基準項目	点数
就労	雇用主が親族である場合(就労先が法人の場合は除く。)	-15
就労予定	採用内定通知、雇用契約書等就労予定の状況が確認できる書類を添付している場合	15
	雇用主が親族である場合(就労予定先が法人の場合は除く。)	-20
	居宅内での就労予定の場合	-10
就学	主に居宅内で通信教育等へ就学している場合	-10
求職活動	求職状況が確認できる書類を添付している場合	2
保育士	羽曳野市の区域内にある保育施設等で保育士として就労し、又は就労する予定であって、1 月の労働時間が 100 時間以上である場合	30
	羽曳野市の区域内にある保育施設等で保育士として就労し、又は就労する予定であって、1 月の労働時間が 100 時間未満である場合	17
	羽曳野市の区域外にある保育施設等で保育士として就労し、又は就労する予定であって、1 月の労働時間が 100 時間以上である場合	20
	羽曳野市の区域外にある保育施設等で保育士として就労し、又は就労する予定であって、1 月の労働時間が 100 時間未満である場合	14
世帯の状況	ひとり親世帯の場合	9
	保護者のうち一方が単身赴任する場合	5
	両親がいない世帯の場合	15
	65 歳未満の保育可能な祖父母等が同居している場合	-5
	社会的擁護が必要であり、加算が必要と認められる場合	30
	対象者と生計を一にする 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる場合	3

兄弟姉妹の状況	対象者が利用を希望する保育施設等をその兄弟姉妹が現に利用している場合	8
	3人未満の兄弟姉妹が同時に利用調整の申込みをする場合	3
	3人以上の兄弟姉妹が同時に利用調整の申込みをする場合	4
	兄弟姉妹が同一の保育施設等を利用するために当該兄弟姉妹(現に羽曳野市の区域内にある認可保育施設等を利用している者に限る。)のいずれかを転園させようとする場合	12
その他	地域型保育事業を利用している対象者が卒園後、連携施設に入園する場合	20
	対象者が保育施設等の一時預かり事業、特定保育事業等を継続的に利用している場合	2
	保育施設等の利用の申込日を起算して2月前から認可外保育施設を利用している場合	3
	羽曳野市に転入する前に保育施設等を利用していた場合(基本点数表の認定事由が居宅外で就労する場合又は居宅内で就労する場合のみ)	4
	正当な理由なく利用者負担額等を滞納している場合	-10

### (3) 同点となった場合の優先段階

優先段階	条件
第1段階	基本点数表の点数が高いこと。
第2段階	対象者がひとり親世帯に属している場合
第3段階	入園を希望する施設に対象者の兄弟姉妹が入園していること。
第4段階	対象者が属する世帯に小学6年生以下の兄弟姉妹が多数いること。
第5段階	保育施設等の利用の申込書に記載された利用希望保育施設等の順位が高い保育施設等であること。
第6段階	対象者の親族であって、対象者を保育することができる65歳未満の者が同居していないこと。
第7段階	対象者の属する世帯の世帯員に係る市町村民税の所得割の課税額の合計が少ないこと。
第8段階	対象者の属する世帯の世帯員に身体障害者手帳、療育手帳又は要介護認定を受けた者がいること。